

開 発 事 業 の 手 引 き

小 平 市

令和3年4月改定

目 次

<u>I. 指導の概要</u>	1
<u>II. 手続の流れ</u> — — — — —	3
1. 大規模土地取引行為の流れ	5
1-2. 大規模開発事業の流れ	6
2. 中規模開発事業の流れ	8
2-2. 周辺住民への周知等の流れ	9
3. 開発事業の流れ	10
(1) 事前相談	11
(2) 事前審査	12
(3) 周辺住民への周知等	13
(4) 同意・協議依頼書又は協議依頼書	15
(5) 中間検査又は確認	18
(6) 完了検査	18
(7) 公共施設等の帰属	19
<u>III. 整備基準等</u> — — — — —	21
1. 最低敷地面積	23
2. 公共施設等の整備基準	24
(1) 道路	25
(2) 公園等	28
(3) 下水道施設	31
(4) 水路	32
(5) 雨水浸透施設	33
(6) 消防水利施設	34
(7) 清掃施設	37
(8) 交通施設	39
(9) 教育施設	41
3. 公共施設等の協議事項等	42
4. 特例	44
5. 適用除外	45

IV. 条例等 -----47

1. 小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例・・・49
2. 同条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
3. 小平市まちづくり協力金に関する要綱・・・・・・・・・・89

V. その他 -----91

1. 事前協議担当課・・・・・・・・・・・・・・・・・・93
2. 関係機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94

下記の参考資料は、小平市ホームページよりご確認ください。

方法

①トップページ中央の検索窓に、「開発事業の手引き」と入力して検索
または、

②トップページから以下のとおりページ移動

（ 市政情報 > まちづくり・都市計画・開発
> 開発指導 > 開発事業の手引き ）

参考資料

1. 標準構造図
 - (1) 道路構造
 - (2) 下水道構造
 - (3) 消防水利構造
 - (4) 交通施設構造
 - (5) 浸透トレンチ構造
2. 浸透ます・トレンチ等の規模計算